

静岡県警察本部告示 第29号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 103 条の規定による行政処分について、公開による意見の聴取を行うので、同法第 104 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月28日

静岡県警察本部長

久田 誠



- 1 意見の聴取の期日
令和8年6月17日 午前9時00分
- 2 意見の聴取の場所
静岡市葵区与一六丁目16番1号
静岡県警察本部中部運転免許センター